

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号、第十九条第二号、第二十条第二項第二号、第二十一条第二項第二号、第二十二号及び第二十四条第二号中「所管する」の下に「岐阜地域環境室又は」を加える。

第二十六条中「計画地」を「計画地が振興局の所管区域に所在する場合にあっては、当該計画地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。